

再交付・統合・書替申請要領

- ・当協会にて取得された技能・養成講習等修了証を紛失された場合、氏名を変更された場合は、書替え・再交付申請が必要です。
- ・当協会にて交付した技能講習修了証を複数お持ちの方は、1枚の修了証に統合することができます。
- ・当協会にて発行した修了証のみ再交付が可能です。当協会にて取得されたかどうか必ずお電話にてご確認下さい。

★申込みは必要書類に再交付料(2,604円)を添えて「現金書留」で郵送、又は窓口へ直接お越し下さい。

※責任者不在の場合は発行できません。来会される時は、必ずお電話ください。

1. 申込書(A4用紙)

・氏名 ふりがな 生年月日 現住所等を記入 写真貼付

※写真(縦3.0×横2.4cm)申請前6か月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもの

2. 本人確認書類(自動車運転免許証, 保険証等の写し)

3. 氏名の変更(技能講習のみ)・・・戸籍抄本(写しでも可)

4. 旧姓等の併記・・・戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の写し

5. 再交付料 修了証 一枚 2,200円(消費税込み)

6. 返送料 404円

※領収証名の希望があればお書き添えてください。

※現金書留以外の現金郵送は違法です。未着、トラブルには対応できません。

送付先 〒533-0013

大阪市東淀川区豊里2丁目24-2

一般社団法人 淀川労働基準協会

TEL 06-6195-3992

協会の業務時間は 平日9:00～17:00



(最寄りの交通機関)阪急京都線「上新庄駅」下車

南出口から市バス乗り場を右方向へ阪急電車・線路沿いに徒歩15分

ご不明な点はお送りになる前、来社される前にお電話にてご確認下さい。
書類、提出物に不備があれば、揃うまで再交付が遅れますのでご了承ください。
土日祝休(冬・夏・総会外出等臨時休業あり) 来社の場合はご注意ください。

再交付・統合できる修了証 ・フォークリフト運転 ・玉掛け

再交付できる修了証

- ・安全衛生推進者養成講習
- ・衛生推進者養成講習
- ・安全管理者選任時研修
- ・職長等安全衛生教育
- ・職長・安全衛生責任者教育
- ・5t未満クレーン運転特別教育
- ・動力プレス金型調整特別教育
- ・アーク溶接特別教育

()技能講習修了証 再交付 書替 申込書

(写真貼付)
3.0cm×2.4c
m申請6ヵ月以
内に撮影した上三
分身正面脱帽
のもの

様式第18号(第82条関係)

(ふ り が な) 氏 名	
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (い ず れ か を ○ で 囲 む)	有 / 無
併記を希望する 旧姓又は通称	
生 年 月 日	年 月 日 生
住 所	
再交付又は書替えの理由	

年 月 日

申込者氏名

一般社団法人 淀川労働基準協会長 殿

<備考>

写真(3,0cm×2,4cm申請前6ヵ月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもの)

申込書 写真欄に貼付

表題の()内には技能講習の種類を記入し、「再交付」及び「書替」のうち該当しない文字を抹消する。

「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望を○で囲む。

併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入する。

損傷による再交付の申込みの場合にあっては旧修了証を書替えの申込みの場合にあっては旧修了証及び記載事項の移動を証する書面を添付する。